

今後のダム事業のあり方について

今般、国土交通大臣より道府県知事あてに申し入れがなされ（「ダム事業に関する道府県知事の皆様へ」（平成21年12月15日））、国・水資源機構が整備するダム（直轄ダム）だけでなく、道府県が整備するダム（補助ダム）についても、「検証の対象」となる事業と「継続して進める」事業とを年末までに区分するとの方針が示された。

今後の社会資本整備の進め方等に関し、我々がかねてより、国土交通大臣との意見交換の機会を設けるよう働きかけていたが、調整がつかないまま、今回、一方的に方針が示された。

「平成21年度におけるダム事業の進め方について」（平成21年10月9日）として国土交通大臣コメントが発出された際も、地方には事前の協議がなく、そのため地域住民や関係自治体に不安や戸惑いの声が広がったところであるが、またしても同様の取扱いがなされたことは大変残念である。

我々は地域住民の生命・財産を守るため、長年にわたる地元との話し合いを経たうえで、各地域の実情に応じて計画的にダム事業を進めているところである。

今回の見直しにより「検証の対象」とされる事業について、地方の声を聞かないままに、当面、事実上の凍結になることは、政府の「地域主権」の理念に鑑みても、許されるものではない。

来年夏頃を目処に「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」でダム事業に関する新たな基準が示される予定とのことだが、ダム事業のあり方については地域ごとにその実情が違うものであることから、基準の決定過程や基準に沿った個別ダムの検証においては、しっかりと地域の声を聞くよう強く求めるものである。

また、今後、ダム事業をはじめとした社会資本整備に関し、重要な制度・方針の変更を行おうとする場合には、必要な時間的余裕をもって具体的な情報を開示し、国と地方との協議の場において十分な議論を行い、地方の意見を反映させることを常に念頭に置かれるよう、再度強く求めるものである。

平成21年12月17日

地方の社会資本整備プロジェクトチームリーダー
大分県知事 広瀬 勝貞